

「令和8年度福祉・介護人材マッチング・定着強化事業(外国人材マッチング分)」
公募型プロポーザルに係る質問書への回答

番号	項目	質 問	回 答
1	実施要領	<p>実施要領2 業務概要 任意提案項目の「成果連動分」について、支払額を変動させる「成果」の定義を教えてください。(例:雇用契約の締結時点、在留資格の許可時点、あるいは対象者の入国・就労開始時点のいずれかか。) また、不測の事態(候補者の入国辞退等)により目標の 20 名に達しなかった場合の「減額」の判定基準についても併せて教えてください。</p>	<p>本事業における「成果」の定義とは、マッチング成立時点での対象者の人数を指します。 目標の達成に関わる不測の事態に当たっては、当該事態発生時に個別・具体的な事情を勘案して、都度協議することとします。</p>
2	仕様書	<p>3 業務内容 (2)特定技能外国人の募集及び特定技能外国人と県内介護事業所とのマッチング 募集する特定技能外国人の数は、県内の未採用事業所とのマッチングが成立する外国人数が 20 名となることを想定したものとし、就労期間中に、介護福祉士国家試験の受験を希望する者を優先する。 とあるが、20 名に関して、事業年度内の入国(入職)は必須でしょうか？</p>	<p>事業年度内の入国(入職)は必須ではありません。 前問の回答も参考にしてください。</p>
3	実施要領及び仕様書	<p>実施要領9 契約及び仕様書3 業務内容(5)その他・5 その他事項 本事業の応募にあたり、親会社を応募主体とし、実務の一部(登録支援機関に関する機能・支援業務等)を子会社と連携して実施する体制を検討している。ついては、企画提案書における当該子会社の定義および位置付けについて、以下のいずれの形態が適切か。</p>	<p>本事業において個人情報を取り扱う業務を子会社が実施するのであれば、単に協力・連携先とするのではなく、再委託又は共同事業体(JV)としての位置付けが適切です。本事業の実施に関わる事業者には、(再)委託契約において本県が定める個人情報取扱特記事項を遵守いただくためです。 再委託先とする場合には、提案時点ではあらかじめ県からの承認を得ることを前提とした提案としてください。</p>

		<p>・「再委託先」としての記載 業務の一部を子会社へ再委託する形態を想定した場合、あらかじめ県からの承認を得ることを前提とした提案は可能か。なお、実施要領に基づき、業務の全部を一括して再委託することは禁止されていると認識している。</p> <p>・「共同事業体(JV)」としての応募 親会社および子会社を各構成団体とする共同事業体として応募することを推奨するか。</p> <p>・「協力先(連携先)」としての記載 契約上の「再委託」には該当しない、事実上の「協力・連携先」という位置付けで記載することに差し支えはないか。</p>	
4	仕様書	<p>1 目的 別紙2の調査結果において、外国人材を「雇用の予定なし」とした事業所(421 事業所)について、その具体的な理由(懸念事項や障壁など)の内訳を把握しているか。</p>	別紙2 調査報告 64 頁の「① 雇用上の課題」に事業所の懸念事項が表れているものと認識しております。
5	仕様書	<p>1 目的 「令和 6 年度 民間福祉・介護事業所の人材確保に関する調査」に回答した 614 事業所の個別回答内容について、受託後に機密保持を遵守した上で情報提供をいただくことは可能か。</p>	<p>本調査は、富山県社会福祉協議会において実施しておりますので、富山県からの詳細データの情報提供はできかねます。</p> <p>なお、令和8年4月6日に令和7年度版の調査結果が富山県社会福祉協議会 HP において公表されましたので、参考にしてください。</p> <p>(参考)令和7年度民間福祉・介護事業所の人材確保に関する調査報告書を掲載しました。</p> <p>https://www.toyama-shakyo.or.jp/2026/04/06/r07jinzaikakuhochoosa_houkoku/</p>
6	仕様書	3 業務内容(1)事業説明会等による本事業の周知及び参	「未採用事業所」については、「令和6年4月1日現在で特定

		<p>加介護事業所の募集</p> <p>仕様書における「未採用事業所」の定義について、「受入未経験で、令和7年度中に採用活動を行い、内定・契約済であるが、令和8年4月1日時点でまだ特定技能外国人が入国（就労開始）していない事業所」も対象に含まれるという認識で相違ないか。</p>	<p>技能外国人の受入を行っていなかった介護事業所」又は「過去に特定技能外国人の受入を行っていたが、令和8年4月1日現在で特定技能外国人が在籍していない介護事業所」と定義しております。</p> <p>一方で、本事業で目標人数を設定する「県内の未採用事務所とマッチングが成立した外国人数」の算定は、マッチング成立時点を基準としており、入国（就労開始）を条件とはしておりません。したがって、重複計上を避けるため、「採用活動を行い、内定・契約済である」事業所は、対象に含まれません。</p>
7	仕様書	<p>3 業務内容(1)事業説明会等による本事業の周知及び参加介護事業所の募集</p> <p>本事業の対象となる介護事業所は、県内に所在する指定介護保険事業所のうち、特定技能外国人の受入の対象事業所となっているが、「令和6年4月1日現在で特定技能外国人の受入を行っていなかった介護事業所」又は、「過去に特定技能外国人の受入を行っていたが、令和8年4月1日現在で特定技能外国人が在籍していない介護事業所」（以下、未採用事業所）とする。</p> <p>とあるが、令和7年度の本事業でマッチングしたが、特定技能介護の在留資格の申請中などの理由により現時点で未入国の内定者はカウントされるか。</p>	<p>前問の回答を参考にしてください。</p>
8	仕様書	<p>3 業務内容(1)事業説明会等による本事業の周知及び参加介護事業所の募集</p> <p>本事業の対象となる「未採用事業所」のリスト（県内の指定介護保険事業所のうち条件に合致するもの）は、受託後に県から提供があるか。</p>	<p>「未採用事務所」である「令和6年4月1日現在で特定技能外国人の受入を行っていなかった介護事業所」又は「過去に特定技能外国人の受入を行っていたが、令和8年4月1日現在で特定技能外国人が在籍していない介護事業所」については、富山県では把握していませんので、介護事業所の自己</p>

		あるいは、受託者が自ら対象事業所を調査・特定した上でアプローチを行う必要があるか。	申告となり、説明会参加時の申出などで区別することが想定されます。 介護保険サービスを提供する事業所の一覧は、富山県 HP (https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00000050.html)からご確認いただきますようお願いいたします。在留資格「特定技能」の外国人を受け入れることができないサービス種別も含まれますので、受託事業者において選別してください。 一覧には、施設名、経営主体、所在地、電話番号等が含まれます。
9	仕様書	3 業務内容(1)事業説明会等による本事業の周知及び参加介護事業所の募集 未採用事業所の情報はリストなどでいただけるのか。	前問の回答を参考にしてください。
10	仕様書	3 業務内容(1)事業説明会等による本事業の周知及び参加介護事業所の募集 説明会開催に際しては、対象となる介護事業所に対し、開催案内を郵送する等、可能な限り広く説明会の実施について周知する。 とあるが、対象となる介護事業所の一覧(住所あり)のデータは提供されるか。	前々問の回答を参考にしてください。
11	仕様書	3 業務内容(1)事業説明会等による本事業の周知及び参加介護事業所の募集 本事業に参加する介護施設について、未採用事業所を限定し、対象外だが事業内容に興味ある県内の介護事業所が説明会等に参加することを妨げるものではないとのことだが、事業自体への参加は NG かどうか。たとえば現時点では外	未採用事業所以外の事業所は、本事業の対象ではありませんが、事業自体への参加を妨げるものではありません。

		<p>国人の受け入れを行っているが、すでに退職が決まっております、今年度中に未採用事業所となることが決定している事業所など。</p>	
12	仕様書	<p>3 業務内容(2)特定技能外国人の募集及び特定技能外国人と県内介護事業所とのマッチング 「募集する特定技能外国人の数は、県内の未採用事業所とのマッチングが成立する外国人数が20名となることを想定したものとし」、とあるが結果として20名を上振れてマッチング成立することは問題ないか。</p>	<p>マッチング人数が目標値の20名を超える結果となっても、差し支えありません。</p>
13	仕様書	<p>3 業務内容(2)特定技能外国人の募集及び特定技能外国人と県内介護事業所とのマッチング 募集する特定技能外国人については、現地在住の外国人を対象とするとのことだが、日本国内在住の特定技能外国人も可能か。今回の対象は未採用事業所とのことなので、日本語や日本での生活に懸念の少ない日本国内在住者も需要があるとみられるため。</p>	<p>本事業については、新たに海外から人材を受け入れることを目的とした事業であるため、国内在住の外国人については対象外です。 なお、特定技能外国人の募集について、特定技能として今までに就労経験があるが、退職し、現在母国にいる方は介護事業所が希望すれば対象に含めて差し支えありませんが、介護事業所に対して、初めて入国する方との違い(在留期間が短い点)を十分説明してください。</p>
14	仕様書	<p>3 業務内容 (2)特定技能外国人の募集及び特定技能外国人と県内介護事業所とのマッチング 募集する特定技能外国人については、海外で実施した試験か日本国内で実施した試験かを問わず、現地在住の外国人を対象とする。 とあるが、具体的には、特定技能介護で就労経験→5年満了前に帰国、日本国内で特定技能介護試験に合格したが就労せずに帰国(元技能実習生や元留学生など)、という人材も含むという理解でよいか。</p>	<p>前問の回答を参考にしてください。</p>

15	仕様書	3 業務内容(3)マッチングの成立した特定技能外国人の入国までの支援や入国後の職場への定着に関する支援 受託者が登録支援機関になることは可能か。	受託者には、県内でサービス提供可能な登録支援機関について、「登録支援機関に事業所が支払う月当たりの報酬」や「対応可能な外国人の国籍」、「提供できる支援内容」等を一覧にし、ご紹介いただくことを想定しています。この一覧に受託者を含めることは差し支えありません。
16	実施要領	6 企画提案書等の提出 登録支援機関の紹介に係る項目の紹介可能な登録支援機関の概要(登録支援機関名、所在地、実績等)については、 ①参加施設から特に指定がある場合 ②受託企業(当社)がそのまま登録支援機関として継続 ③JV 企業や提携の登録支援機関へ紹介 を想定しているが、①に関しては現時点では把握しかねるため、②③のケースのみ記入でよいか。	①参加施設から特に指定がある場合に対応することができる旨は、企画提案書に記載してください。 前問の回答も参考にしてください。
17	仕様書	3 業務内容(3)登録支援機関の紹介について 仕様書には「登録支援機関を紹介する」とあり、提案書には「紹介可能な登録支援機関の概要(実績等)」を記載することとされている。自社グループ内の登録支援機関を記載する場合、当該機関のみを記載した提案であっても、中立性・公平性の観点から評価に影響することはないか。あるいは、介護事業所の選択肢を確保するため、グループ外の複数の機関を併せて提示することが望ましいか。	「照会可能な登録支援機関の概要」については、企画提案時点では、1機関以上ご提案いただければ差し支えなく、それ以外の要素については、総合的に評価します。 前々問の回答も参考にしてください。
18	仕様書	3 業務内容(3)登録支援機関の紹介について 県内介護事業所が負担をする「特定技能外国人の受入れに際して生じる経費」には住居手配の費用も含まれているか。	お見込みのとおりです。
19	仕様書	3 業務内容 (3)マッチングの成立した特定技能外国人の入国までの支援や入国後の職場への定着に関する支援	日本語学習や介護の初歩的な教育の実施を妨げるものではありませんが、審査基準4に記載のとおり、富山県内への定

		<p>職場・地域定着支援に向けた事前研修を行う。</p> <p>について、ビジネスマナーや日本(富山県の就職予定のエリア)での生活に関する内容が中心で、日本語学習や介護の初歩的な教育は対象外か。</p>	<p>着につながるような提案を行ってください。</p>
20	仕様書	<p>3 業務内容(5)その他</p> <p>特定技能外国人の受入れに際して生じる経費(導入費用など)の一部を本委託事業の予算(委託費)に充当することは可能か。</p>	<p>記載の内容については、外国人を採用した法人が負担すべきものと考えており、本委託事業の予算に充当することは想定していません。</p> <p>なお、受入れ後、日本語学習や自転車購入に係る経費、採用後1年間の家賃(介護事業所が月 12,000 円を超えて負担している場合)の3分の2(最大 20 万円/事業所)を助成する補助制度があります。</p> <p>(参考)富山県外国人介護人材受入施設等環境整備事業 https://www.pref.toyama.jp/1200/kurashi/kenkou/fukushi/kj00016318/kj00016318-007.html</p>
21	仕様書	<p>3 業務内容(5)その他</p> <p>仕様書3(5)に「県職員が募集・研修機関等の視察を行う場合には、当該視察に協力すること」とあるが、県職員の旅費(海外出張等を含む)や現地での随行に係る直接経費は、県の公費負担という認識でよいか。</p> <p>受託者の委託費(上限 4,000 千円以内)に含めて見積もる必要があるか。</p>	<p>県職員の視察に係る費用は、県が負担します。そのため、当該費用を受託者の委託費に含めて見積もる必要は、ありません。</p>
22	仕様書	<p>3 業務内容(5)その他</p> <p>視察にかかる県職員および受託者の渡航費、宿泊費、現地交通費等の費用は委託費に含まれるか。</p>	<p>前問の回答を参考にしてください。</p>
23	仕様書	<p>3 業務内容(5)その他</p> <p>県職員の視察は、いつごろ、何名での視察を考えているか。</p>	<p>ご提案の内容と受託者との調整の結果によりますので、現時点では未定です。</p>

			令和7年度事業においては、介護事業所に対する説明会2回に県職員2名が出席しました。
24	その他	県内介護事業所を対象とした事業説明会ではどれくらいの事業所の参加を想定もしくは目標としているか。	本事業においてはマッチング人数の目標値は定めていますが、事業説明会における参加事業所数等の目標値は定めておりません。
25	その他	本事業に参加する介護施設の上限数はあるか。	本事業に参加する介護施設の上限数は、設けておりません。
26	その他	2社での共同事業体(JV)での参加を予定している場合、事務局を両社に設置する必要はあるか。あるいはどちらか一社でもよいか。過去の事例を含めて教えてほしい。	共同事業体(JV)形式での参加に当たっては、県とのやり取りを行う事務局を1社のみに設置することでも差し支えありません。 ただし、契約時には委託契約の締結や委託費の支払等のため、構成員の権利義務関係等を確認する必要があるため、JV構成員間で取り交わした書類をご提出いただきます。
27	その他	昨年度の実績について教えてほしい。 ・説明会回数(リアル回数及びオンライン回数) ・説明会参加社数 ・受注社数 ・受注人数及び受注人材の国籍	令和7年度事業の実績は、以下のとおりです。 ・説明会回数 リアル回数2回、オンライン回数2回 ・説明会参加社数 44法人(うち、対面説明会参加20法人) ・受注社数 9法人 ・受注人数 30名(うち、未採用事業所におけるマッチング人数は、16名) ・受注人材の国籍 ミャンマー26名、フィリピン4名
28	その他	令和6年度、7年度の同事業のマッチング数を教えてほしい。(可能であれば)マッチングした方の国籍も知りたい。	令和6年度事業において、マッチングが成立した法人数は5法人、マッチング人数は12名です。国籍はミャンマー10名、ネパール2名です。 令和7年度実績については、前問の回答を参考にしてください。
29	その他	令和7年度事業受託者が対面式で開催した事業説明会、セ	前々問の回答を参考にしてください。

		ミナーの参加人数を教えてください。	
30	その他	昨年度よりも今年度のプロポーザルの予算を削減した理由を教えてください。	令和7年度の契約額等を勘案したことによるものです。
31	その他	令和6年度、7年度の同事業を通して、貴庁が感じた本事業の課題を教えてください(紹介料が高い、日本語教育に不安がある等)。	比較的小規模な法人においては、外国人介護人材の受入れが進んでいない状況があること。
32	その他	県から県内の介護施設へ情報を拡散する事は可能か。可能な場合、アプローチ可能なおおよその施設数、どのようなアプローチ方法(メール等)が可能か教えてください。	月3回程度であれば、県から県内全ての介護事業所に対し、メールで事業の周知が可能です。その場合は、メール文案を県担当者にご提供ください。メールとメールの間は平日で5日程度あけていただく必要があります。なお、このメールは県から直接介護事業所に届いている分と、市町村から転送されている介護事業所に分かれるため、到達日にばらつきがあります。(※ 令和6、7年度同様) 事業所の一覧は、富山県 HP (https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/kouresha/kj00000050.html)からご確認いただけます。
33	その他	令和7年度事業受託者からの企業データの引継ぎはあるか。	面接に進んだ法人及びマッチングが成立した法人名については、法人の了承を得られた場合、県から受託者にお知らせすることは可能です。
34	その他	令和7年度事業受託者より、下記のを引き継げるか。 (例) 広報物、セミナー資料、Web サイト、SNS のアカウントなど	引継ぎできません。
35	その他	令和7年度事業受託者が介護施設に請求する、1名採用する際の採用費はいくらか。 *紹介料以外に掛かる金額を含めて	実績については、県においては把握していません。